

## 富士山ハザードマップの改定について

（富士山火山防災対策協議会事務局）

### 1 富士山火山防災対策協議会と富士山ハザードマップ

- ・富士山火山防災対策協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、識者、山梨・静岡・神奈川県の関係機関、国関係機関、ライフライン関係機関で組織している。
- ・これまで、前身の富士山火山防災協議会（国機関を主体とする組織）が平成 16 年度に策定したハザードマップに基づき、広域避難計画の策定など防災対策を検討してきた。
- ・近年の学術調査等による最新の知見、数値シミュレーション技術の向上等を踏まえ、協議会作業部会に設置した検討委員会（委員長：藤井敏嗣東京大学名誉教授、山梨県富士山科学研究所所長）において、平成 30 年度からハザードマップの改定作業を進め、令和元年度末、中間報告として小規模溶岩流シミュレーション結果等を公表した。
- ・その後、令和 2 年度の改定作業を進めた結果、中・大規模溶岩流シミュレーション結果等も踏まえた改定版ハザードマップが完成したため、第 11 回富士山火山防災対策協議会にて報告し、その協議結果を公表する。

### 2 平成 16 年版ハザードマップと改定版ハザードマップの比較（抜粋）

改定項目	平成 16 年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ
想定の対象とする噴火年代	約 3,200 年前～現在	約 5,600 年前～現在
想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定（約 3,200 年前～現在）	同左（約 5,600 年前～現在） ※新たに発見された火口も追加（主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大）
想定する最大溶岩噴出物量（大規模噴火）	宝永噴火の 7 億 <sup>m<sup>3</sup></sup> ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の 13 億 <sup>m<sup>3</sup></sup> ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加
地形メッシュサイズ（シミュレーション条件）	200m メッシュ（溶岩流）、 50m メッシュ（火砕流・融雪泥流）	20m メッシュ（各現象共通） ※より詳細な地形データを反映（溶岩流の傾向⇒H16 版より早く、遠方へ）

### 参考：富士山ハザードマップ改定作業の経緯

時期	内容
平成 16 年 6 月	富士山ハザードマップ策定・公表（内閣府・国交省・気象庁等）
平成 30 年 3 月	第 8 回協議会にてハザードマップの改定方針を決議
平成 31 年 3 月	第 9 回協議会にてハザードマップ改定作業の中間報告、公表 ・想定火口範囲の拡大、想定する最大溶岩噴出物量 13 億 <sup>m<sup>3</sup></sup> ほか
令和 2 年 3 月	第 10 回協議会にてハザードマップ改定作業の中間報告、公表 ・小規模溶岩流（92 ケース）及び火砕流（35 ケース）のシミュレーション結果ほか
令和 2 年度	中規模（91 ケース）・大規模溶岩流（69 ケース）及び融雪型火山泥流（55 ケース）のシミュレーション実施、可能性マップの検討ほか

## 富士山火山防災対策協議会規約の改正（案）について

（富士山火山防災対策協議会事務局）

### 1 改正内容

#### （1）構成員の組織名称等の変更に伴う改正（機関名の変更）

気象庁や山梨県構成機関等の以下の組織名称変更を反映させるほか、山梨県構成機関においては、建制順へと各機関の並びを変更するもの。

- （気象庁地震火山部）火山課→火山監視課火山監視・警報センター
- （山梨県）防災危機管理課→防災危機管理課火山防災対策室
- （山梨県）教育委員会学術文化財課→文化振興・文化財課（知事部局）
- （神奈川県くらし安全防災局防災部）消防課→消防保安課

#### （2）富士山ハザードマップの改定に伴う改正（8号会員の追加）

ハザードマップ改定により新たに溶岩流等の影響想定範囲に含まれる以下の関係市町（既に構成員である静岡県沼津市を除く）について、活動火山対策特別措置法第4条第2項八号に規程する当該都道府県等が必要と認める者として、構成員に追加するもの。

- 山梨県関係機関：大月市、上野原市（2市）
- 静岡県関係機関：静岡市、清水町（1市1町）
- 神奈川県関係機関：相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町（3市4町）

### 2 改正施行日 令和3年4月1日

#### 参考：活動火山対策特別措置法（抄）

（火山防災協議会）

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

#### 2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長
- 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
- 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
- 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 五 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 七 火山現象に関し学識経験を有する者
- 八 観光関係団体その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 火山防災協議会において協議が調つた事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。